

## 造林公社が公社営林の管理を止めた場合の想定

## ■ 1. 現状認識

- ・造林公社は、土地所有者との分収造林契約により、地上権を設定し、造林し、立木を共有し、保育管理を行い、伐採収入により分収を行うこととなっている。
- ・公社営林は、現在その多くが間伐を中心にした保育管理の必要な時期にある。
- ・公社は、木材価値を保ちつつ、森林の公益的価値を発揮できるよう、また、コストを抑制抑えるよう、保育基準を見直しながら、間伐を中心に保育管理を行っているところ。

## ■ 2. 公社営林の管理(および将来の伐採、分収等)を止めた場合の想定

## 1. 公社営林について ※

## ○ 林分の過密化が進行する

- ・単木の肥大成長が低下し、下枝は枯れ始める。
- ・個々の林木は、健全な樹形等を保てなくなる
- ・諸被害に対応する抵抗力が低下する

## ○ 林分が鬱閉した状態(樹冠が相接して隙間がなくなり、日光を直接地面に通さないような状態)になる。

- ・下層植生が衰退する。
- ・表土の流乏が発生する。

→ 木材資源としての価値が低下

→ 少なくとも短期的には、森林の公益的機能が低下し、災害などの危険が増大

## 2. 造林公社について

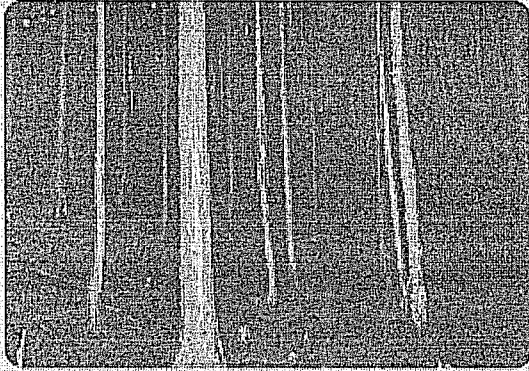
○ 主要な事業がなくなることになるので、このままの組織としては存続が困難になる。

○ 現在の公社営林は、1のとおり引き続き管理が必要であるから、土地所有者が自ら保育管理ができない場合は、公社に代わる管理主体が必要となる。

→ いずれにせよ、分収造林契約が合意解除できない場合の対応、公社が存続しない場合の分収造林契約の当事者としての地位、地上権、立木の共有持ち分の扱いさらに検討が必要。

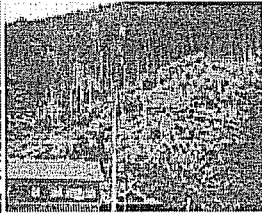
【参考】

間伐をせずに放っておくと...



- ◎過密なままでは、木は太く育ちません。木材としての価値も下がります。
  - ◎薄暗い森林では下草などが育たず、土壌が流出します。
- さらに、風害などをまねきます。

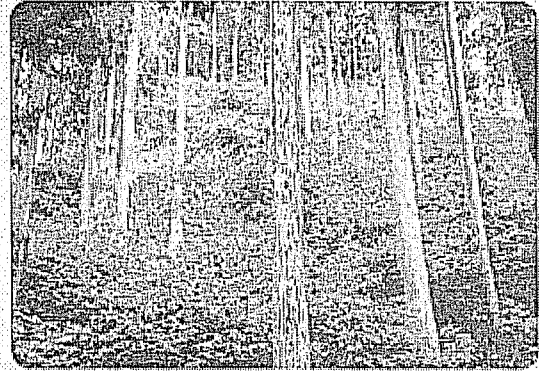
台風による風倒被害



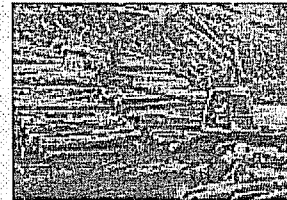
雷害

地域の安全で  
安心な暮らし  
のためにも  
間伐は必要です。

間伐をすることによって...

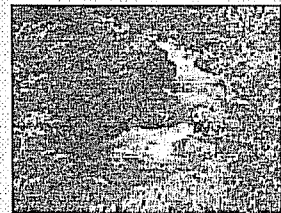


- ◎幹が太くしっかりとし、下層植生も豊かな森林になります。価値の高い「財産」になります。



- ◎間伐材を利用することで間伐経費をまかなうことができます。

- ◎おいしい水や美しい景観などの森林の恵みは、森林が健全な状態であってこそもたらされます。地球温暖化の防止にも貢献します。



出典：林野庁整備課造林間伐対策室「パンフレット「間伐しよう！あなたの山」」